

くらしの知識 電気ストーブ類使用中による火災に注意

【事例1】 電気ストーブを使用中に、部屋を出た。戻ってくると電気ストーブが倒れて絨毯やフローリングが焦げていた。

【事例2】 電気ストーブのコードをコンセントに差し込んだところ、発火し、コードが焼き切れた。

【事例3】 リコール対象製品の電気ストーブを使用していたところ、ストーブから発火した。

電気ストーブによる火災は、使用中にその場を離れたり、付近にある燃えやすいものが接触していたりして発生しています。

【消費者へのアドバイス】

- ①寝るときやその場を離れるときは、必ず電源スイッチを切るようにしましょう。使用しないときは電源プラグをコンセントから抜いておくことも火災の予防につながります。
- ②電気ストーブには、使用中に転倒すると電源が切れる転倒ス

イッチがついているものがありますが、ストーブの周囲に物があるとうまく転倒スイッチが作動しないこともあります。

③電気ストーブの近くに布団や雑誌など燃えやすい物があると接触して出火する危険があります。周りに物を置かないようにしましょう。

④ご使用中の電気ストーブがリコール対象製品かどうかは、消費者庁「リコール情報サイト」から調べることができます。もしリコール対象製品であった場合や疑わしい場合は、その使用を直ちにやめ、リコール情報に記載してある事業者連絡先に連絡してください。

⑤困ったときは、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

問八潮市消費生活センター（受付は商工観光課） ☎336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

いじめ問題

事例 子どもが小学校（市立）でいじめを受けており、1カ月間、学校に行けなくなりました。担任に相談をしたら、いじめはないと言われました。どうしたら、いじめの事実を調査してもらえますか。

解決策と注意点

いじめ重大事態の調査を市教育委員会に申し入れるという方法があります。いじめ防止対策推進法では、いじめ重大事態が生じた場合には、学校の設置者または学校が、事態の対処と同種事案の再発防止のために速やかに調査をすると規定しています。

「いじめ重大事態」とは、いじめにより、①児童などの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、または②児童などが相当の期間学校を欠席している場合です。いじめにより1カ月間学校を欠席している場合は、いじめ重大事態に当たります。

学校の設置者は、第三者委員のみで調査させるのか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者委員を加える形で調査をさせるかを決めます。従前の経緯やいじめの被害を受けた児童生徒や保護者の意向も考慮して決めます。第三者委員には、弁護士、大学教授、精神科医、臨床心理士などの専門家がなります。

いじめ重大事態の調査では、学校内にある資料の分析のほか、アンケート調査を実施したり、教職員や児童生徒などへの聴き取り調査を行います。そして、調査が終了すると調査報告書を作成し、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に報告をします。

文部科学省のガイドラインでは、学校は詳細な調査を行わない限り事案の全容は分からないことを認識し、軽々に「いじめはなかった」などと判断してはいけないと注意をしています。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 川原祐介（弁護士）

1月各種無料相談
☎996-2111

★①②⑥⑧⑪⑭⑰の予約は、電話で受け付けます。
★相談日が祝日の場合はお休みです（⑩を除く）。
★1月1日祝～3日日はすべての相談がお休みです。



①法律相談 問秘書広報課 ☎373
法律上の諸問題についての相談（弁護士が対応）
☎2日前の水曜日午前9時から電話予約
日毎週金曜日 午後1時20分～4時
場市民相談室 定8人（事前予約制）

②税理士相談 問秘書広報課 ☎373
相続税など税金全般についての相談
☎2週間前の月曜日午前9時から電話予約
日1月4日（月） 午後1時～4時
場市民相談室 定6人（事前予約制）

③不動産相談 問秘書広報課 ☎373
マンションおよび不動産取引全般についての相談（宅地建物取引士が対応）
日1月25日（月） 午前9時～正午
場市民相談室

④くらしの相談 問秘書広報課 ☎373
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談（行政相談委員が対応）
日1月13日（水） 午後1時30分～3時30分
場市民相談室

⑤行政書士相談 問秘書広報課 ☎373
官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続などについての相談
日1月18日（月） 午後1時～4時
場市民相談室

⑥司法書士相談 問秘書広報課 ☎373
土地・建物の所有権移転登記、相続などについての相談
☎2週間前の木曜日午前9時から電話予約
日1月21日（木） 午後1時～4時
場市民相談室 定6人（事前予約制）

⑦DV相談 問人権・男女共同参画課 ☎811
DV被害（配偶者からの暴力）について電話・面談による相談（女性相談員が対応）
日毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
☎996-3955（DV相談支援室専用電話）

⑧女性相談 問人権・男女共同参画課 ☎811
女性が抱えるさまざまな悩みについての相談（女性相談員が対応）
日毎週火～木曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
場駅前出張所内相談室 定5人（事前予約制）

⑨心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談（心配ごと相談員が対応）
日1月6日（水）・20日（水） 午後1時～4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616（心配ごと相談専用電話）

⑩生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎493
経済的な問題などの心配ごとについての相談（生活困窮者自立相談支援員が対応）
日毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場社会福祉課 ☎949-6317（生活困窮者自立相談支援専用電話）

⑪こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談（専門医が対応）
日1月18日（月） 午後1時～2時30分
場保健センター 定2人（事前予約制）

⑫消費生活相談 問商工観光課 ☎336
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談（消費生活相談員が対応）
日毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
場消費生活センター ※受付は商工観光課

⑬内職相談 問商工観光課 ☎274
内職の求人、求職のあっせん、および相談（内職相談員が対応）
日毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分
場市民相談室

⑭若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123
若年者（40歳未満、学生・生徒可）の就職、転職、職業能力などについての相談（キャリアカウンセラーが対応）
日1月6日（水）・20日（水） 午前10時～正午 午後1時～4時
場勤労青少年ホームゆまにて 定5人（事前予約制）

⑮教育相談 問教育相談所 ☎995-0077
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関する事など教育についての相談（専任教育相談員が対応）
日毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時
場教育相談所（八条小学校西隣）

⑯家庭児童相談 問子育て支援課 ☎472
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談（家庭児童相談員が対応）
日毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時
場家庭児童相談室

⑰子育て相談 問だいら児童館 ☎999-0321
子育ての不安や悩みごとについての相談（家庭教育アドバイザーが対応）
日1月29日（金） 午前9時～正午
場だいら児童館（わんぱる） 定3人（事前予約制）

⑱子育てコーディネーター 問子育てほっとステーション ☎951-0229
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談
日毎週月～金曜日 午前10時～午後4時
場やしお子育てほっとステーション

⑲休日・夜間納税相談 問納税課 ☎330
市税・国民健康保険税の納付についての相談 ※相談はなるべく電話でお願いします
日1月17日（日） 午前9時～午後4時
毎週木曜日 午後5時15分～7時
場納税課